

## 複数年契約のスライド条項の取扱いについて（試行）

本取扱いは、複数年契約への、別紙1「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）」の適用について、賃金の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や高岡市と受注者間における協議の進め方を整理したものです。

賃金の変動により契約金額を変更された場合は、労働者への賃金水準引上げについて、一層の対応をするようお願いいたします。

なお、減額となる場合については、改めてお知らせいたします。

本取扱いに基づき、契約金額変更の請求を予定されている場合は、スライド協議請求可能日（履行開始日から12か月経過後）の1か月前を目途に担当課へ事前にご連絡ください。

### 1 適用対象契約

以下の（1）から（3）のすべての要件を満たすもの

- (1) 契約締結日が令和8年1月1日以後の契約
- (2) 「高岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に該当する契約のうち、建築物清掃、建築物警備（機械設備を除く）、一般廃棄物処理、給食及び施設の運営・管理などの業務委託契約
- (3) 履行開始日から12か月が経過し、基準日時点で残りの履行期間が2か月以上ある契約

### 2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は入札公告等の際に次の（1）から（3）の方法で、本制度の対象契約であることを明示します（すでに入札を実施した案件は対象外とします。）。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- (1) 入札公告等に「本件は、複数年契約におけるスライド条項（賃金の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である」といった文言の記載
- (2) 入札公告等に別紙2「入札及びプロポーザル実施にあたっての注意事項」を添付
- (3) 入札公告等にスライド条項を添付

### 3 契約金額の変更方法

#### (1) 対象

変動の対象となる経費は、直接人件費に相当する額のみとします。本委託業務に対応する直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいいます。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は業務管理費等として計上し、変動の対象とはなりません。

#### (2) 適用指標

正規雇用：人事院勧告の改定率（少数第 8 位を切上げ）

非正規雇用：最低賃金変動率（少数第 8 位を切上げ）

#### (3) 受注者負担

履行開始日から 12 か月経過後に、未履行分の金額のうち「直接人件費」に相当する額に「人事院勧告の改定率」又は「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた受注者負担分を差し引いた金額を変更金額とします。

### 4 用語の定義

#### (1) 請求日

スライド条項の規定により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。

#### (2) 基準日

スライド条項の規定によるスライド額算出の基準とする日をいい、賃金の変動後単価の基準となる日です。

原則、請求月の 1 日としますが、請求日から起算し、14 日以内で発注者と受注者が協議して定める日とすることができます。

#### (3) 残りの履行期間

基準日以降の履行期間とします。

#### (4) スライド額

スライド条項第 1 条第 1 項の規定により契約変更の対象となる額

### 5 申請方法

様式 1「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について（請求）」を提出してください。

## 6 スライド額の算出

入札時に受注者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基に変動額を算出します。

※スライド額は、直接人件費の変更について行われるものであり、従事者人数の変更等を考慮するものではありません。

スライド額は次式により算出します。

$$S = (P_1 \times P_2) - (P_3 \times 1.0\%)$$

S : スライド額 (変更金額)

P<sub>1</sub> : 直接人件費 (年額)

P<sub>2</sub> : 人事院勧告の改定率又は最低賃金変動率

P<sub>3</sub> : 契約金額 (年額)

## 7 スライド額の協議

発注者から協議書(様式2「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定によるスライド額について(協議)」)により、受注者に協議開始日、基準日及びスライド額(案)を提示します。異議のない場合は、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書(様式3「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定によるスライド額について(承諾)」)を提出してください。

なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し通知します(様式4「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定によるスライド額について(通知)」)。

## 8 契約変更

スライド額の決定後、速やかに契約変更の手続きを開始します。契約変更額は別紙3「労働者への適切な賃金水準確保について」の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準引上げ等について適切に対応してください。

## 9 遅延金及び違約金

本制度の適用により契約金額を変更した場合の遅延金及び違約金を算定する場合の基準額は、変更後の契約金額を基に算出します。

## 10 手続きの流れ

手続きの流れについては、別紙4「スライドの手続きの流れ」を参照してください。

### 【スライド協議のスケジュール例】

契約締結日：令和 8 年 3 月 1 日

履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（36か月）の場合

初回請求可能日：令和 9 年 4 月 1 日以降（基準日＝原則、請求月の 1 日）

2 回目請求可能日：令和 10 年 4 月 1 日以降（基準日＝原則、請求月の 1 日）

R8.1.1



## 11 問い合わせ先

総務部管財契約課契約係 TEL : 0766-20-1384